

# 姫路獨協大学大学院言語教育研究科規程

(平成3年6月20日制定)

改正	平成	3年	12月	19日	平成	15年	3月	20日
	平成	5年	4月	8日	平成	19年	3月	22日
	平成	7年	12月	14日	平成	21年	2月	19日
	平成	12年	3月	23日	平成	21年	5月	28日
	平成	13年	3月	15日	平成	23年	3月	17日
	平成	13年	5月	17日	平成	25年	3月	28日
	平成	14年	2月	14日				

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学大学院学則に基づき、言語教育研究科（以下「本研究科」という。）の入学、授業、履修等に必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、言語に関連する分野において、広範囲にわたる多彩な教育研究基盤をもとに、教育及び研究の深化・追求を行うことにより、普遍的観点から個別的問題に解決を与えることができる高度な専門知識と能力及び創造的に対応できる実践力をもった人材を養成することを目的とする。

(組織)

第2条 研究科に、学則に定める専攻講座として、ドイツ語コース、英語コース、中国語コース、及び日本語コース（以下「コース」という。）を置く。

2 前項の各コースに共通の授業科目として、次の共通科目を置く。

(1) 教育学科目

(2) 共通専門科目

(研究科委員会)

第3条 研究科に、研究科の重要事項を審議するため、姫路獨協大学大学院言語教育研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(入学)

第4条 入学者の選考は、学力検査及び出身大学の学長、または学部長の作成する調査書等を総合して行う。

2 志願者が社会人である場合は、大学卒業後の経歴をも併せて考慮することがある。

(複数指導教員制)

第5条 研究の指導は、当該学生の専攻する教育コース担当の専任教員と1名以上の研究指導教員を含む複数の研究科担当教員によって行う。

(履修の要件)

第6条 学生は授業科目の履修に当たり、指導教員グループの指導を受けて、履修しようとする授業科目を指定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

2 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、研究科長を経て当該研究科長の許可を受けなければならない。

(授業科目及び単位数)

第7条 本研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。この場合の各授業科目の単位の基準は、講義は15時間の授業をもって1単位とする。演習は30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。

(単位の認定)

第8条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記、口頭試問その他の方法による。

3 単位の認定は、学期末又は学年末に行う。

(成績)

第9条 各授業科目の成績は、優、良、可及び不可とし、可以上をもって合格とする。

(学位論文又は研究成果報告書の提出)

第10条 学位論文又は大学院学則第37条の2に定める特定課題についての研究の成果(以下「研究成果報告書」という。)を提出しようとする者は、研究科に1年以上在学し、その年度に所定の単位を修得する見込みでなければならない。

(課程修了の要件)

第11条 課程修了の要件としては、2年以上在学し、別に定めるところにより次の各号に定める区分から30単位以上を修得し、かつ修士論文又は研究成果報告書の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(1) 専攻するコースにおける授業科目 10単位以上

(2) 研究指導Ⅰ 2単位及び研究指導Ⅱ 2単位又は課題研究Ⅰ 2単位及び課題研究Ⅱ 2単位

2 他の研究科の授業科目は、研究科委員会が特に認定したものに限り、前項第1号に規定する単位に充当することができる。この認定を受けようとする学生は、学期の始めに研究科長に願い出るものとする。

(学位の授与)

第12条 所定の課程を修了した者には、別に定めるところにより、修士の学位を授与する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則（平成 3 年 規程第 1 8 号）

この規程は、平成 3 年 6 月 2 0 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 規程第 3 4 号）

この規程は、平成 3 年 1 2 月 1 9 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 規程第 2 5 号）

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 規程第 1 1 号）

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年 規程第 1 7 号）

- 1 この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 1 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 3 年 規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 3 年 規程第 2 6 号）

この規程は、平成 1 3 年 5 月 1 7 日から施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 4 年 規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 5 年 規程第 7 号）

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 1 4 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 9 年 規程第 1 0 号）

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 規程第 7 号）

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 0 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 1 年 規程第 1 3 号）

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 1 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 3 年 規程第 1 0 号）

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 5 年 規程第 7 号）

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 4 年度以前の入学者については、なお従前の例による。